

整理番号	計調－法申－32
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高度利用地区内の道路斜線制限の特例許可
概要	建築基準法第59条第4項では、高度利用地区内において、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、道路斜線制限の規定を適用しないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第59条第4項 ・ 高度利用地区の区域内における許可取扱要綱 ・ 高度利用地区の区域内における許可取扱要綱実施基準 （上記要綱・要綱実施基準については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地の位置：敷地又は敷地の一部が本地区の区域内に位置していること。 ■敷地面積の規模：建築物の敷地面積（建築物の敷地が、本地区の区域の内外にわたる場合においては、その全体の敷地面積。）の規模は、500平方メートル以上であること。 ■有効な空地率は次式によって得られる値以上とすること。 $S' / A = \{0.2 + (1 - C) \times 10 / 4.5 \times 0.3\} \times 1 / 2$ <ul style="list-style-type: none"> S'：有効な空地の面積 A：敷地面積 C：基準建ぺい率 <p>上記記載のほか、「高度利用地区の区域内における許可取扱要綱」「高度利用地区の区域内における許可取扱要綱実施基準」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。